

書 評

『はじめて学ぶ生命保険』

松澤 登 著

保険に関する研究または学修には、それがわれわれの社会生活または経済活動における「生き物」についての探究として、現実に行われている保険取引を理解することが欠かせない。そして、ある分野についての初学者にとって初めて手にする書物との出会いが、その後の研究または学修に対する意欲を決めるともいえよう。本書は、「はじめて学ぶ」と題されているとおり、これから生命保険を研究または学修しようとする者、本書「はじめに」において筆者自ら述べているように、「生命保険業界に興味のある学生や生命保険会社をはじめとする金融業界に就職したての人」を対象としている。

本書は全5章で構成されている。第1章は「保険とは何か」で始まり、その必要性和保険の存在



生命保険契約は、契約者となる者の申し込みという意思表示と保険者となる者のそれに対する承諾という意思表示とが合致して成立する契約である。他方で、約款という商品を消費者が保険者から購入するという側面が生命保険取引にはある。

生命保険の法的理解の副読本に利用を

ところで、保険取引が約款による取引であることに着目すると、技術的かつ専門的である複雑さが保険約款を理解することを難しくしており、申込者が約款内容を十分に理解した上で申し込みを行っているか、申し込みを行

梅津 昭彦 (新潟大学法学部教授)

は、近時の企業経営にとって順守することが要請される「コーポレートガバナンス・コード」および「スチュワードシップ・コード」にページを割いている。この点を理解することは、金融機関として、また機関投資家として生命保険会社に求められる企業像を考

ともに金融機関と位置付けられている生命保険会社の規制内容が、第4章のテーマである。そして最終章である第5章では、生命保険業の今後の展開、または生命保険会社の業務に影響を与える地球的環境の激変に伴う生命保険の近い将来の姿をダイナミックに取り扱っている。例えば、SDGsやESG投資は現代的課題であり、他の事業または他の企業とともに取り組むことが急務な先進的テーマである。

たは適合する保険契約を締結する、そのような保険商品を購入できることにつながるものである。また、そのコラムにおいて顧客の「ファイナ

は、筆者が対象としている人たちが「生き物」である生命保険を研究し学修しようとすることに貢献する、または今一度初心に返って生命保険を探求しようとする者にとっても理想的な指南書であると考えられる。

生命保険契約は、契約者となる者の申し込みという意思表示と保険者となる者のそれに対する承諾という意思表示とが合致して成立する契約である。他方で、約款という商品を消費者が保険者から購入するという側面が生命保険取引にはある。

生命保険契約は、契約者となる者の申し込みという意思表示と保険者となる者のそれに対する承諾という意思表示とが合致して成立する契約である。他方で、約款という商品を消費者が保険者から購入するという側面が生命保険取引にはある。

生命保険業は、国民経済に与える影響の大きさに鑑みて免許事業である。また、生命保険業は金融仲介業を営むものであり、他の金融機関、主

は、生命保険の引受業務に加え、他にそれに付随する業務、そして限定的に許される他の業務がある。ただし、本来の業務である生命保険の引受業務に影響を与え、結果的に保険契約者または保険金受取人の諸権利に不利を及ぼすようなことがあってはならない。そこで、保険契約者等のために生命保険会社の財務の健全性確保が肝要であるところ、本書では、「標準準備金の積立て」「ソ

は、生命保険の引受業務に加え、他にそれに付随する業務、そして限定的に許される他の業務がある。ただし、本来の業務である生命保険の引受業務に影響を与え、結果的に保険契約者または保険金受取人の諸権利に不利を及ぼすようなことがあってはならない。そこで、保険契約者等のために生命保険会社の財務の健全性確保が肝要であるところ、本書では、「標準準備金の積立て」「ソ

生命保険契約は、契約者となる者の申し込みという意思表示と保険者となる者のそれに対する承諾という意思表示とが合致して成立する契約である。他方で、約款という商品を消費者が保険者から購入するという側面が生命保険取引にはある。

生命保険契約は、契約者となる者の申し込みという意思表示と保険者となる者のそれに対する承諾という意思表示とが合致して成立する契約である。他方で、約款という商品を消費者が保険者から購入するという側面が生命保険取引にはある。

生命保険業は、国民経済に与える影響の大きさに鑑みて免許事業である。また、生命保険業は金融仲介業を営むものであり、他の金融機関、主

は、生命保険の引受業務に加え、他にそれに付随する業務、そして限定的に許される他の業務がある。ただし、本来の業務である生命保険の引受業務に影響を与え、結果的に保険契約者または保険金受取人の諸権利に不利を及ぼすようなことがあってはならない。そこで、保険契約者等のために生命保険会社の財務の健全性確保が肝要であるところ、本書では、「標準準備金の積立て」「ソ

は、生命保険の引受業務に加え、他にそれに付随する業務、そして限定的に許される他の業務がある。ただし、本来の業務である生命保険の引受業務に影響を与え、結果的に保険契約者または保険金受取人の諸権利に不利を及ぼすようなことがあってはならない。そこで、保険契約者等のために生命保険会社の財務の健全性確保が肝要であるところ、本書では、「標準準備金の積立て」「ソ